

No. 1 新型コロナウイルス感染拡大下での避難について（令和 2 年 6 月受付）

内容	広報おおたき No621 R2. 5. 25 5P 「新型コロナウイルス感染拡大下での避難について」に疑問を呈します。 「避難所への避難だけでなく、家族、親戚、友人などの家に避難することも検討してください」というのは避難場所を自分で確保しろと言っているようにしかとれません。これを読んだ住民の中には「避難所に避難してはいけない」と読む人もいるのではないのでしょうか。 昨年大雨被害に懲りて、大雨しか頭にないようですが、異常気象による被害ばかりでなく、今危惧されているのは地震の被害です。直近に心配されるのは、元禄地震の再来、関東直下地震の再来、宮城県沖地震の再来、南海・東海地震の再来等々いつ起きても不思議でない状態にあります。元禄地震では大多喜は震度 6 弱であったと推定されています。その場合 15 ヶ所の指定避難所の使用は避けられません。ときには 19 ヶ所の指定緊急避難所の使用も避けられません。 「大雨、台風」被害だけを想定しているのは不十分で危険です。 つぎの質問にお答えください。 1. 緊急避難所に 2 メートル（ソーシャルディスタンス）を確保して収容したとき、19 の各避難所の可能収容人数を何人と計算していますか。 2. 避難訓練を行った際、室内用テントを紹介されましたが、町が確保している数量を教えてください。 避難所における 2 メートルの距離を確保する手立てはほかに何を考えていますか。 3. 避難者が避難所の収容人数を越えたとき、ホテルや旅館との連携は取れていますか。そうなるからの対応では遅いと思うのですが。
----	--

	4. 「避難所を開設する場合、消毒液設置などの対策を行い、感染防止措置を実施しますが」とありますが、「など」の内容を具体的に教えてください。 5. 避難者の健康チェックは避難者自身に義務づけるものですか。例えば、体温チェックやマスク配布など、町ではしないつもりですか。体調の悪い人はどこへ避難すればいいですか。 6. 自主防災組織は各地区組織化を終わっていますか。まだでしたら町は強ちに組織化すべきと思います。 7. 昨年 5 ヶ所の避難所を途中で 10 ヶ所に増やしましたが、その対応は見事でした。対応された職員に敬意を表します。しかし 19 ヶ所になると対応する職員が町職員だけでは足りなくなるでしょう。その際の増員計画、増員要請は行っていますか。 8. 町内に住む外国人を把握していますか。緊急時の対応は計画されていますか。 9. 高齢者の把握とそのうち障がい者の避難所収容に対応できていますか。避難場所は足りていますか。
回答	新型コロナウイルス感染拡大下での避難について、「避難所に避難してはいけない」という意味ではなく、感染リスクを抑えるために「避難所に避難することだけが避難ではない」という意味で広報に掲載しておりますのでご理解をお願いします。 また、今回の広報では出水期前の啓発ということで大雨の例を掲載しており、地震による避難も想定しております。 なお、手紙にありました疑問点について以下のとおり回答します。 1. 指定避難所 14 ヶ所の収容人数は、ソーシャルディスタンスを考慮した場合、約 2,300 名が収容可能です。

	2. 間仕切りテントは 287 張保有しており、距離の確保は、テープによる区画の設置、間仕切りテントの利用及び複数の避難所を開設します。 なお、長期に避難が必要な場合は、パーテーション付きの段ボールベツトを使用します。 3. 避難所の収容人数を超え災害救助法が適用された場合は、千葉県と千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結している「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書」により要請し、ホテル・旅館を使用することができます。 なお、避難所以外の町施設（役場中庁舎・味の研修館・学校の教室）や町内ゴルフ場と協定を締結しているため活用します。 4. 感染防止措置は、消毒液設置のほかに避難者が避難所に入る前に体温・体調チェックを実施し、発熱や咳等の症状がある方は別室に避難していただきます。また、マスクをしていない方へはマスクの配布、テープ及び間仕切りテントの活用による区画割りを実施します。 5. 避難者の健康チェックは、町の職員が対応します。なお、新型コロナウイルス感染者（自宅療養者）は、保健所で自宅療養者の避難先として、医療機関又は県が軽症者等の宿泊療養のために借り上げた宿泊施設など避難先の調整を行うこととなっているため、感染者以外で体調の悪い方は避難所内で別室を用意し、症状に応じて病院へ救急搬送します。 6. 自主防災組織は、町内に 19 団体あり設立していない行政区へ毎年設立を働きかけており、要望のある行政区への説明も行っているところです。 7. 町には指定避難所 14 ヶ所、指定緊急避難場所 4 ヶ所、福祉避難所 1 ヶ所の合計 19 ヶ所あり、そのうちの指定避難所 14 ヶ所、には、担当職員を 2 名ずつ指定しております。なお、指定緊急避難場所 4 ヶ所
--	--

	は、災害の危険から一時的に逃れるための避難場所のため職員の配置は想定しておりませんが、必要に応じ職員を配置し対応します。 8. 町内に住む外国人の人数及び居住地は把握しており、避難対応については三育学院や雇用している事業主にも協力を依頼し対応します。 9. 避難行動要支援者の把握はしており、指定避難所で対応ができないような方は福祉避難所で対応し、症状に応じて病院へ救急搬送します。
--	--